



国研能第323号  
2014年12月24日

一般社団法人日本ボディファッション協会  
会長 塚本 能交 様

公益財団法人 国際研修協力機構  
理事長 鈴木 和宏



技能実習2号移行対象職種の評価の基となる  
公的評価システムの認定について（通知）  
（下着類製造職種）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、弊機構の業務推進につきましては、平素より格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、貴協会から技能実習制度推進事業実施機関である弊機構に申請（平成26年9月16日付け）のありました標記の件につきましては、2014年12月8日（月）に「公的評価システム認定会議」を開催し、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の結果、「公的評価システムとして妥当である」旨の報告を受け、弊機構が当該職種を下記のように認定しましたことをお知らせいたします。

つきましては、弊機構が官報により公表することとし、官報掲載日をもって施行日といたします。

敬具

記

認定する評価システム

- (イ) 認定公益法人等の名称  
一般社団法人日本ボディファッション協会
- (ロ) 主たる事務所の所在地  
東京都中央区日本橋富沢町7番13号
- (ハ) 認定評価システム  
「下着類製造技能評価試験制度（1級及び2級）」の下位級として特に定める専門級（技能実習制度の滞在期間を3年間とする場合の到達目標）、中級及び初級
- (ニ) 対象職種等の名称  
職種：下着類製造職種  
作業：下着類製造作業